

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW: 中国子会社の組織再編と新企業所得税法(その4)

今回は、中国子会社の持分譲渡による組織再編をめぐる実務と中国、日本、香港の税務について考えてみましょう。本稿では、中国からの撤退における清算以外の選択肢としての持分譲渡ということで、主として譲渡側の問題を議論します。

ステータスの変更と優遇税制

100%出資の中国子会社(独資企業)の持分を中国法人に売却したり、中国企業との合弁子会社の自社出資分を中国投資者に売却したりというケースでは、独資企業、合弁企業というステータスの変更が生じ、許認可手続が煩雑となるほか、外商投資企業として享受してきた過去の優遇税制の取消の可能性も念頭に置く必要があります。下記は、独資企業、合弁企業の持分を中国企業、外国企業に売却する場合の、ステータスの変更と優遇税制の関係を図にまとめたものです。

現行ステータス	譲渡先	譲渡後ステータス	ステータスの変更	優遇税制
独資企業	中国企業	内資企業	あり	取消
	自グループ他中国法人(投資性会社除く)	内資企業	あり	取消
	外国企業	独資	なし	継続
	自グループの投資性会社	独資	なし	継続
合弁企業	中国側投資者	内資企業	あり	取消
	自グループ他中国法人(投資性会社除く)	内資企業	あり	取消
	外国企業	合弁	なし	継続(注2)
	自グループの投資性会社	合弁	なし	継続

(注1) 持分は全て譲渡するものと仮定

(注2) 合弁企業の外国側持分の他外国企業への譲渡は、中国側投資者が優先買取権を行使しないことが前提

自グループの投資性会社以外の中国法人を含む中国企業への譲渡では、対象企業の外商投資企業としての経営期間が規定を満たさない(生産性企業は経営期間10年以上で企業所得税の2年免除・3年半減を享受できる、外商投資企業の総投資額の枠内での設備の関税・増値税の保税輸入は5年以内の譲渡において税額の追加納付を要する、など)として過去に享受した税額の優遇部分を追加納付する必要があるほか、将来においては外商投資企業であれば享受できる総投資額の枠内で設備の関税及び増値税の免税輸入がなくなりますので、これらの要素を譲渡価額算定に反映させる必要があります。

持分譲渡に係る中国及び日本の課税関係

譲渡者が日本企業である場合は、日中租税条約 第13条4項に基づき、中国法人の持分譲渡で生じた収益を所得の源泉地国である中国で課すことができると規定され、対象法人の所在地である中国で企業所

得税を計算し、納付します。当該中国で納付した税額は、日本の法人税計算上、外国税額控除の対象となります。

ちなみに、譲渡者が香港企業(日本法人の香港子会社を含む)である場合には、持分比率が 25%未満の香港企業が投資する中国子会社の持分譲渡益は非課税の優遇措置が規定されています。

●中国における譲渡所得と税額の計算

課税譲渡所得(損失) = 譲渡価格 - 投資額

『譲渡価格』とは、現金、非貨幣性資産、あるいはオプションの形式にて取得された金額を指します。対象法人に積立金や未処分利益がある場合、譲渡価格は未処分利益を見越して算定されるため、譲渡益は、配当に相当する部分が含まれると考えられます。国税発(1997)71号通達では、外商投資企業が配当所得に対して税額の源泉を免除されることと整合性を保つため、譲渡益のうち、留保利益に基因する部分を「みなし配当」として譲渡価格から控除すると規定しています。新企業所得税法では、配当所得に対する 10%課税を原則としていますので、当該通達の継続的な有効性には疑問があるものの、通達の廃止が明確になるまでは有効であるといえるでしょう。

『投資額』とは、投資金額、あるいは企業買収の場合であれば持分を取得するに要した金額を指します。したがって、持分が簿価純資産相当で譲渡される場合には課税譲渡所得が生じません。簿価純資産を上回るのれん(プレミアム)が生じた場合において、これが譲渡所得として課税の対象となります。

新企業所得税法における、譲渡所得に対する税率は 10%となっています。

●日本における譲渡所得と税額の計算

投資有価証券売却益として法人税が課されますが、中国の課税所得計算で譲渡価格中の配当相当額を控除する一方で、日本の法人税計算上ではこのような規定がないため、課税所得が日本と中国で異なることとなりますので、注意が必要です。当該中国で納付した税額は、日本の法人税計算上、外国税額控除の対象となります。

■持分譲渡における間接税(営業税、増値税)

持分の譲渡取引は増値税の対象となる取引ではなく、課税関係は生じません。営業税は「営業税の税目に関する注釈(試行)」(国税発(1993)149号)に、無形資産および不動産を以って出資したその持分を譲渡するに際しては営業税を課する、と規定されていましたが、(財税(2002)191号)には、持分の譲渡に対して営業税が生じない旨を明確にしています。一方で、今後の不動産価格の状況次第では、不動産売買を目的とする SPC 持分の譲渡に土地増値税の課税の網が掛けられる法規制の可能性も高いでしょう。

■印紙税

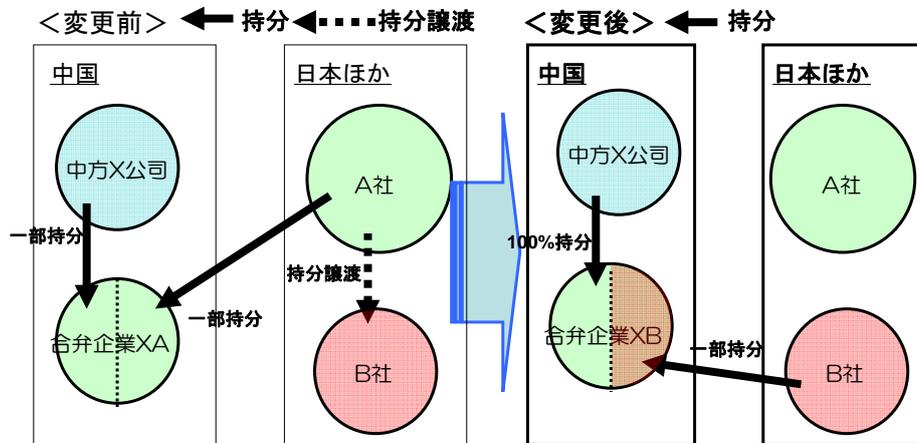
所有権移転証書として、双方が保管すべき契約書原本に、譲渡価格の 1 万分の 5 の印紙税が課されます。

パターン別にみる持分譲渡の検討課題

それでは次に、パターン別の持分譲渡の検討課題について検討してみましょう。

《パターン1》外資持分の他の外資への譲渡

外資持分の他の外資への譲渡



1. 対価の妥当性

多くは第三者への譲渡が想定されますので、対価の妥当性については大きな懸念はないものと考えられます。

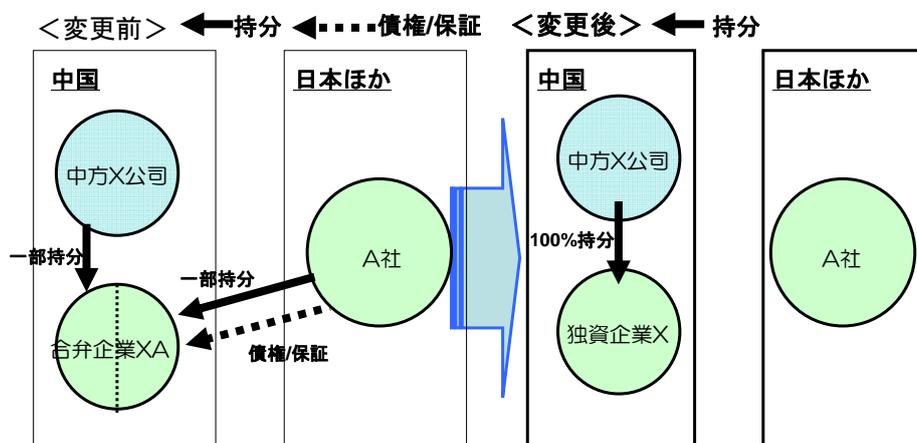
譲渡対価の交渉にあたり、Buyer サイドとは別に、Seller サイドでもデューディリジェンスを行うことが通常必要です。Buyer サイドは潜在的なリスク、特に税金リスクを過大に評価する傾向にありますので、中国ビジネスの実情を踏まえた合理的な評価と説明が必要になります。

2. 譲受者の資格

業界によっては投資参加者の資格要件が定められている場合があります。また、第三者への譲渡に先立ち、中国側投資者の合意(持分優先買取の権利放棄)が必要です。

《パターン2》外資持分の中国側投資者への譲渡

外資持分の中国側投資者への譲渡



1. 対価の妥当性

このパターンでは、事業が軌道に乗らない状況で、清算に代わり中国側に持分買取を要請するケースが比較的多くみられます。譲渡に先立ち、債権の放棄或いは譲渡価格の優遇を求められることが多く、日本側での譲渡損失の損金性が問われます。損金とされるか、寄付金となるかは、「子会社等を整理する場合の損失負担等で、それをしなければ今後より大きな損失を蒙ることが社会通念上明らかであるため、やむを得ずその損失負担等をしたものであるなど」の相当な理由が必要となります。ここでも、譲渡対価の妥当性或いは事業を継続した場合、または清算をした場合の投資者として負担しなければならない潜在的な損失を見込んで、債権放棄或いは譲渡価格の合理性/妥当性を立証するための、第三者機関による公正な評価が求められます。

2. 対価の回収

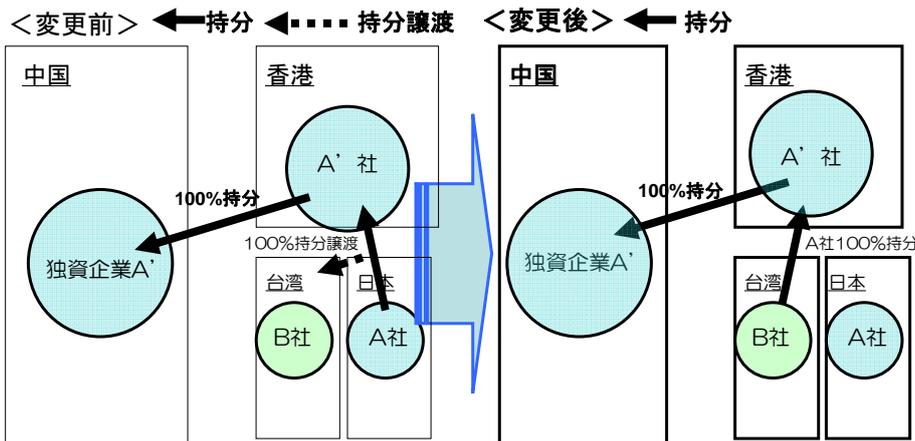
譲渡対価は、中国側投資者から国外送金されることとなりますが、中国からの送金については許認可から送金まで煩雑な手続が山ほどあり、送金を完遂する意思を持った責任者が不在では投資者の名義が変わったのに譲渡対価を受取れない状況が放置されることになりかねません。現地で実務を取仕切る責任者を常駐させ、送金が完了するまでは事業を遂行することができないような仕組みを形成してけん制を利かせながら、対価を回収します。

3. 従業員の安置対策

外国側投資者が撤退して中国企業となる場合、多くの従業員は待遇の悪化を懸念します(そうであるからこそ、中国側投資者は以後の経営に自信を持って持分を買取るわけです)。従業員の士気とモラルは低下し、経営にも悪影響が生じますので、譲渡は極秘裏に進めるとともに、幹部社員雇用の安定を保証する対策を同時に立てておかなければなりません。

《パターン 3》SPC 持分の他の外資への譲渡

SPC持分の他の外資への譲渡 (オフショアEXIT)



将来のEXITを見据えた投資スキームとしてオフショアSPCを介した二段階投資が検討に値します。このパターンは、香港のSPCを介在させた実質的な中国投資持分を他の外資に譲渡するもので、日本A社の香港子会社A'社の持分を台湾投資者に譲渡しており、中国独資企業A'の持分関係に変化はなく、登記事項の変更及び中国での譲渡益課税が発生しません。これまで香港、台湾企業・個人を中心に、不動産投資で多く用いられてきた投資スキームですが、現在は不動産投資規制により当該スキームによる中国不動産の保有はできなくなっています。

次に、当パターンにおける香港の譲渡益課税を検討します。

■香港での譲渡益課税

中国法人の持分を香港法人が譲渡する場合、『一般に』香港での譲渡益課税はありません。香港はよく知られるように不動産や株式などから得るキャピタルゲインに対する課税のない地域です。一方、これと対の関係で、投資、持分譲渡に関連するコストも損金不算入となります。『一般に』と限定したのは、キャピタルゲインと判定されない場合（保有株式が転売目的であると判定されるなど）では香港でも課税が生じるからです。長期保有目的であることを、出資時に作成された稟議書や計画書で示す必要があり、また法律で明確となっているわけではありませんが、税務当局の判定の目安として、5年以上所有の場合は問題なく、2～4年間保有はグレーゾーン、1年未満は転売目的とみなされる可能性があります。

■香港法人を介した間接所有の譲渡手続

日本法人が香港子会社を通じて中国法人（日本からみて孫会社）の持分を所有し、香港子会社の持分ごと譲渡する場合には、中国での出資者変更手続は不要（総経理など管理者の変更手続は必要）となり、中国での譲渡益課税の問題は生じません。

一方、香港で持分変更登記等の作業は当然必要です。譲渡契約の作成、取締役会決議、直近の財務諸表の純資産に基づく印紙税の支払（売買価額または純資産価額のいずれか高い方の0・2%）、株主名簿の修正と旧株券のキャンセル、新株券の発行といった一連の手続きを会社秘書役が行ないます。

このように、将来的に撤退も視野に入れた中国進出では、香港法人を純粋持株会社として設置し、そこを経由して中国法人を設立、不要になったら香港法人ごと売却ということも有効ですが、一方、デメリットとしては香港法人の設立費、毎年の維持費がかかるほか、日本のタックスヘイブン対策税制の対象となることを考慮しておく必要があります。

■香港法人に対する日本のタックスヘイブン対策税制

世界には法人所得税をかけない、あるいはかけても低税率の国、例えばバミューダ、ケイマンなどがあり、香港も日本から見れば低税率地域（2008年4月～2009年3月課税年度の税率は16.5%）とみなされます。香港に名ばかりの法人を設立し、取引を行なうことで利益を溜め込むことができれば日本での法人税を回避することができてしまいます。こういったペーパーカンパニーの徴税忌避行為に網をかける目的で、実体のない香港法人の利益の留保に対しては、日本の親会社の課税所得に子会社の留保金額相当額を合算して日本で法人税が課されます。香港法人を純粋持株会社と考える場合には、手続きの簡素化というメリットはあるものの、節税目的で利用することはこの意味で難しいでしょう。

タックスヘイブン対策税制は、特定外国子会社等（香港法人）に留保された所得のうち、日本の親会社等の株式保有割合に応じた部分について、当該親会社の所得に合算し、日本の法人税を計算・課税するというものです。「特定外国子会社等」とは日本の居住者（個人）および内国法人によってその発行済み株式等の50%を超える株式等を直接および間接に保有されている外国法人（外国関係会社）で、法人所得税の負担割合が25%以下となるものを指します。そして、その外国法人の発行済み株式等の5%以上を直接および間接に保有する内国法人等（納税義務者）のその保有する株式等に対応する部分の金額（課税対象留保金額）を、その内国法人等の所得に合算して課税します。

■適用除外要件

前述に該当する場合でも、香港に法人を設ける経済合理性がある時は、次の適用除外要件を満たせば適用されません。

●主たる事業内容が、・株式、出資、債券の保有、・工業所有権、著作権、出版権等の提供、・船舶、航空機の裸用船、貸付け以外であること。このことから純粋持株会社としての香港法人は当税制の適用対象会社です。そして、それぞれの業態に応じて、次のいずれかの基準を満たすことが必要です。

(a) 非関連者基準—卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水産業、航空運送業では、収入金額または仕入金額のいずれか一方の金額の50%超が非関連者との取引であること。

(b) 所在地国基準—その他の業種（製造業、小売業、サービス業、建設業、不動産業など）では、その事業活動を香港内において行なっていること。譲渡問題からは離れますが、華南での委託加工は、日本標準産業分類を基準とすれば、製造問屋（自らは製造を行なわないで自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で卸売するもの）として、卸売業の一種に分類されます。

●実体として事業を行なうのに必要な事業所等の固定施設が香港（本店所在地国）内に保有または賃借

されていること。したがって、ペーパーカンパニーは適用除外になりませんし、事業を行なうのに必要な数の従業員(最低専従者1名)が雇用され常駐していることが必要でしょう。

●管理支配が香港現法自らの手で香港(本店所在地国)内で行なわれていること。具体的には、香港内で、

- ・役員(常勤)が職務を執行している
 - ・株主総会や取締役会の開催をしている
 - ・会計帳簿の作成や保管をしている
- 等が判断基準です。

■合算課税適用の場合とその対応

香港子会社を純粋持株会社とする中国投資では香港法人の留保所得に日本で課税関係が生じます。ただし10年以内に、親会社が香港現法の留保所得から実際に配当を受け取り、課税所得を計算した場合には、親会社等は過去に納税した留保所得に対する法人税額を、申告計算において納税済として控除することができます。

■香港法人を介した間接投資の税務上の損得

中国からの EXIT だけを考えた場合の中国での課税関係が生じないこと、手続きが簡便であることのメリットはあるといえますが、配当課税を考えると、香港経由の間接投資は日本からの直接投資に比べてデメリットが大きくなります。中国孫会社から香港子会社への配当源泉税は持分比率 25%以上で5%と日本への配当(10%)に比べて優遇されていますが、当該配当源泉税額が日本で税額控除されないこと、及び直接投資の場合には享受できるみなし直接税額控除が、間接投資ではないこと、から、中国法人の利益を日本まで回収する場合には、直接投資にメリットがあります。筆者の私見ながら、間接投資においては、利益は中国法人に留保したままとし(香港法人に配当しない)、持分譲渡を通じて投資の果実を回収するという方策が得策であると考えます。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸(公認会計士)

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**国家情報センター 今年の GDP 伸び率 10.3%の予測**: 国家情報センターのエコノミストは 2008 年の GDP 伸び率が前年比 1.6 ポイント減速して、10.3%になるとの予測を発表した。本年前半の GDP 伸び率は約 10.5%と予測、後半は世界経済の減速や国内不動産、自動車市場の低迷が経済成長にマイナスの影響を与えるものの、四川地震の復興事業、石油製品価格引き上げに伴う業界企業の経営改善・生産増加等が成長要因になると見ている。また、マクロ経済政策のポイントについては、従来の需要抑制から安定的な需要維持へシフトすると述べた。

◆**社会科学院 08 年の CPI 7%上昇を予測**: 中国社会科学院の報告によると、6 月末から相次いで値上げされた製品油価格と電力価格を新たなインフレ上昇要素として、08 年通年の CPI 上昇率は前年比 7%との見通しを示した。中国経済は現在、比較的大きいインフレ圧力、石炭や電力の供給不足、金融機関の過剰流動性、株式市場の不安定等の問題に直面していると指摘。下半期も引き続き経済過熱の抑制、インフレ防止と金融引締め政策を進める必要があるとした。

◆**国務院 食糧生産確保の中長期規画を承認**: 国務院は 2 日の常務会議で「国家食糧安全の中長期規画綱要」を承認した。綱要では食糧自給率 95%以上を目標として掲げ、2010 年までの総合生産能力を 5 億トン以上、2020 年には 5 億 4 千万トン以上確保する方針を固めた。中国の食糧事情は現状、需給均衡にあるものの、人口増加、生活水準向上、耕地等資源の減少、気候変動等の問題を抱えている。規画の実現に向けては、耕地面積の確保、灌漑インフラの整備、農民への食糧生産手当ての支給等の措置を講じる。また、中国の主要な穀物生産地である吉林省は増産重点地域として位置付けられ、食糧増産が求められている。

【金融・為替】

◆**輸出入決済に関わる外貨管理強化**: 国家外貨管理局等の関連部門は 2 日、輸出外貨の受取や輸出前受・輸入延払に関する新たな規定(*)を発表した。輸出取引と偽ったホットマネーの流入を懸念し、クロスボーダー資金の監督管理を強化することが狙いと見られる。主な内容は以下の通り:

①輸出外貨の受取: 企業の輸出代金は一旦全て「輸出外貨受取照会・審査待ち口座」に入金。同口座の限度額は輸出通関データ、前受金データ、貿易分類等に基づき外管局が決定。企業が同口座の外貨を人民元転或いは送金する場合、銀行による輸出の実体確認が必要。輸出決済の取引実体の確認は、税関、外貨管理局、銀行を結ぶオンライン・データシステムで行われる。7 月 14 日より試行、8 月 4 日より正式実施。

②輸出前受と輸入延払: 「貨物貿易項目下外債」登記を義務付ける。前受については、新たに設けられた手続。7 月 14 日実施。延払については、現行の 20 万米ドル且つ 180 以上の場合の「輸入延払外債登記」、50 万米ドル且つ 90-180 日の場合の「輸入延払登記」の手続が、10 月 1 日より金額に拘わらず 90 日超の場合「貨物貿易項目下外債登記」が必要となる。また、登記累計金額(現行は「登記残高」)は前年度の輸入支払総額の 10%迄と規定された。昨年末以来中国では、銀行に対する人民元貸出の窓口規制や外貨調達枠の引き締めにより、企業の資金調達環境が厳しくなる中、輸出入決済のサイト調整で対応する企業も多いために、今回の延払の登記対象の拡大と年度累計額管理による今後の資金調達への影響が懸念される。

* ①「輸出外貨受取・人民元転のオンライン照会・審査弁法」(匯発【2008】29 号)、②「『オンライン照会・審査弁法』の実施に関する通知」(匯発【2008】31 号)、③「企業貨物貿易項目下外債登記管理の実施に関する通知」(匯発【2008】30 号)。

<日本語仮訳>: ①匯発【2008】29 号/③匯発【2008】31 号 → <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308070901.pdf>
②匯発【2008】30 号 → <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308070902.pdf>

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
				Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		Close	前日比
2008.06.30	6.8570	6.8540~6.8578	6.8543	6.5112	0.0563	0.8787	-0.0006	10.8467	0.0279	3.3000	2869.94	-13.01
2008.07.01	6.8585	6.8558~6.8595	6.8561	6.4896	-0.0216	0.8792	0.0005	10.8017	-0.0450	3.0000	2781.09	-88.85
2008.07.02	6.8580	6.8515~6.8699	6.8530	6.4420	-0.0476	0.8789	-0.0003	10.8298	0.0281	3.1600	2781.11	0.02
2008.07.03	6.8520	6.8510~6.8615	6.8510	6.4485	0.0065	0.8785	-0.0004	10.8775	0.0477	2.9000	2835.43	54.32
2008.07.04	6.8590	6.8572~6.8650	6.8589	6.4233	-0.0252	0.8798	0.0013	10.7650	-0.1125	2.9000	2800.11	-35.32

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は 6.8570 でオープン。6 月の急速な人民元高進行から 7 月は一時的にその上昇速度が緩やかになるとの思惑から週央には 6.8699 まで下落する場面も見られた。しかし同日引けにかけて買い戻されると人民元買い圧力は強まり、3 日には為替制度変更後の最高値となる 6.8510 まで上昇した。しかし来週のサミットを控え中銀が過度な人民元先高感の抑制を図るのではとの思惑から週末には再び週初水準まで値を戻して越週となっている。今週 2 日、中国外貨管理局は輸出取引による外貨収入の人民元転についての管理強化策を発表した。中国当局は実需取引に隠された投機資金の流入制限を強く打ち出しており、本規制策もその一環といえよう。来週はサミットが開催されることもあり、人民元相場は神経質な値動きが予想されるがその変動幅は小幅なものに留まるだろう。
(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。